

第1回議員報酬等審議会

日時:令和5年9月29日(金)午後2時00分から午後3時50分

会場:市役所会議室401

出席委員:上子会長、藤井副会長、有村委員、植田委員、上野委員、瀧川委員、中村委員、深澤委員、山本委員

欠席委員:なし

事務局:対話推進部長、議会事務局次長、職員課長、職員課主幹

議事

議事1 委嘱状交付、市長挨拶

任期は、令和5年9月1日から令和7年8月31日までの2年間。

議事2 会長及び副会長の選任

互選にて上子委員を会長に選任。副会長は上子会長から、藤井委員を指名。

議事3 諮問

市長から会長へ諮問書の伝達

議事4 審議

案件1 常勤特別職の給料等の状況について

(会長)最初に、何を決めるか、何について議論するかということを決めておきたい。

1点は市長、副市長、教育長の報酬について、答申として方向をどうするかについて。もう1点は、議員の報酬について、審議会としてどう思うかという話を集約し、今日はその方向を決め、細かな答申は次の会議で決めていきたい。

では、事務局から資料説明をお願いします。

<事務局説明>

以下の資料について説明

- ・参考資料1 長岡京市常勤特別職給料月額の変動経緯、給与勧告の実施状況
- ・参考資料2 京都府内14市における市長等常勤特別職の給料月額
- ・参考資料3 各市との年間給与比較
- ・参考資料4 長岡京市の財政状況
- ・参考資料7 平成20年度を100とした給与水準の変動

(副会長)もう1回、地域手当の説明を。

(事務局より地域手当について説明)

(会長)地域手当ができたのが2000年代の最初の頃だった。当時、地方では、民間の給料は低いのに、地方公務員の給料が高いという批判が出ていた。なぜそのようなことが起こるかという、国家公務員の俸給表を参考にして使っていたからで、それを、給料表は低いところに合わせて作って、東京のような都市部は、地域手当でその分を割増するというふうに制度が変わった。地域による官民の給料の差を補正するために作られたのが、地域手当である。俸給表はみんな同じで、東京は20%地域手当を支給する。長岡京市は16%でかなり高いレベルに属している。長岡京市が16%というのは知らなかった。ただ、実際の適用は12%ということだから、少し落として適用している。

(委員)物価が高いから地域手当が高いのか。

(会長)国家公務員の給与は、そもそも民間準拠、もう一つは生計費を考慮する。たしか要素が2つあって、民間給与が高いからというのと、物価が高いからの2つだったと記憶している。

(委員)簡単に考えると、長岡京市は栄えているので、物価が少し高いのではないかと、だから、地域手当も高いよね、というところから思う。民間との格差を埋めるために、この率が上がってくるのと、長岡京市は確かに民間企業の手取りとかが高いところが多い地域なので、確かにその差があるかなと思う。そういう場所的に、いい場所なので、住宅やいろいろな物が高

いかなと。だから、地域手当の率も高いということでしょうか。

(会長)そのような説明も十分できる。地方公共団体では自分の地域の中の給与水準を独自で調査して、地域手当ではなくて、それに基づいて給料表を作ってもいいわけだが、なかなかそういうことはできない。ほとんどのところは国の俸給表に準拠している。

(委員)参考資料 4 について、長岡京市の健全な経営ができているという指標として経常収支比率を用いているが、どれくらいのガイドラインのところで財政力を見たらよいのか。

(事務局)財政力指数や実質公債費比率を、他市と比較する中では、本市の運営は、概ね健全かなというように判断している。

(会長)私から補足させていただく。一般的な話になるが、よく我々が見るのは経常収支比率です。個人の所得に例えると、給与に対して食費と住居費と、ローンの返済を足したら、何%くらい給与の内を占めているかといったような、減らせない経費がいくらなのかというのを見ている。義務的経費というが、主なものは人件費と公債費、それから、扶助費、生活保護など義務的に出さなければならないもの。だいたいこれらを足したものが、自分のところの税収プラス交付税のような好きに使えるお金に対していくらか。そこで、先ほどの給与に対して食費などが何%くらいかという比喻がきいてくる。四十何年前は、結構 70%ぐらい。どこもだんだん厳しくなってきたり上がっている。なんとなく私の感覚では、90%を切っていればいいほうではないかと思う。従って、この経常収支比率がだんだん下がってきているということ、今の時代、全体に上がっているはずなので、確かに、きちんとしているということになる。

ただ、実質公債費比率は少しずつ上がっている。上がることだけが悪いということではないが、借金額が増えていることを示している。財政力指数は、必要枠に対して自前の税金がどのくらい取れるかという指数になっている。0.9 台だと相当よい。1 を超えると不交付団体となり交付税をもらわなくてよい。これはちょっとずつ下がっている。人口が増えたりして色々経費が増えると動くので、ちょっと下がったら、すぐ気にする数字ではないだろう。

(委員)実質公債費比率が上がってきているが、経常収支比率が下がっているのも、バランスが良くなっていると。ただ、財政力指数としては、0.7 台で 0.8 をやや下回っているのも、ここが上がってくると、より健全ということか。

(会長)いろいろあるが大雑把に言って、年収でとか、これまでの経緯を見てどうか、という判断も一つではないかと思う。

(委員)例えば市長の給料といったところで言うと、見てもわかるとおり下がっている。ただ、地域手当だと民間との基準の中で変動するから、例えば民間の給料が上がったとか、そういった中ですぐ上がるのではないかと、ということを考えると特別職の金額も常にずっと下になってきたわけではなくて、その上がり幅もあると思うが、そのような理解で合っているか。

(会長)月例給の額が同じであっても、地域手当、ボーナスの加算で変わるときもあるということを含めると、ひょっとしたら、こっちのグラフの平らな線じゃなくて変わっているんじゃないかということですか。

(委員)はい。

(会長)地域手当の適用を変えたことはあるか。

(事務局)地域手当については一般職と同じで、この表に示している間に変更はない。逆に 9%の時代があったので、9%から 12%に上げたということは過去にある。26 年度まで 9%、27 年度から 12%になっている。

(会長)平成 27 年度に普通の給料が落ちた代わりに 3%上がっている。大きく下がった時に、実は地域手当が 3%上がって、ある程度保障措置がとれている。このグラフの給料水準は地域手当が入っていないので、委員ご指摘の点は一部合っている。

もう一つ、期末手当、勤勉手当は毎年、国の方で、細かく変動するので、それによって、実はこれと、これだけでない変動があると思う。ただし、このグラフについて言うと、特別職と一般職は、同じように適用され、相対的な関係は変わらない。

(委員)この資料で、これでいいのか悪いのか、もっと上げたらいいのか、もっと下げたらいいのか、という判断を私たちがするの。

(会長)方向としてはそういうことだと思っている。その前提として、少しご紹介させていただくと、実は特別職については、法律では、給料及び旅費を支給しなければならない。手当を支給することができるということが書いてあるだけで、それ以外、何も書いてない。条例で決めることになっている。市町村は、条例案を出して議会が可決したら出してもらう。市長の考え方が一つのもとになっているが、こういう審議会にどういうふうにすべきか意見を聞いた上で、自分で決めなさいというのが特別職。一般職は、簡単に言うと、だいたい民間の給与の平均くらいにしなさい。あと、生計費も考慮してという感じになっている。だから、国の人事院勧告を参考にして決めてこられている。一般職については、だいたいこうすべきというのが地方公務員法に書いてあるが、特別職については出していいということ以外、何もない。これは議員についても同じ。皆様方の感覚として、こう思うということをお話いただければよい。

(副会長)期末手当は必要なのか。例えば、自分たちの感覚で言うと換算は年収で、月130万、135万ぐらいある。それを固定したら、別に期末手当は必要じゃないのかなと思う。会社役員は賞与はもらえない。経営ではないが、年収で話をしないとダメではないか。

(会長)年収で話をすることについては賛成だが、ただ、法律の中でこれとこれを出してもいい、期末手当も出していいと書いてある。大体のところが国家公務員の給料にならって出している。期末手当を出さないというのは違法ではないということではいいか。

(事務局)本市の条例で具体的に何を支給するというのを定めているので、現行制度になっている。この条例を変えて、期末手当を支給しないことは可能性としてはある。

(会長)法的には可能だと思うが。出してはいけないものはあるが、出さなければいけないというものではない。

(副会長)トップが期末手当をもらうというのは、自分の感覚であまりない。

(会長)もしそのようなことをすると、他市との比較で、見え方が変わってくる。

(副会長)年俸で決まったほうが、はるかに合理的だし誰が聞いてもよくわかる。

(委員)国中がそうなっているのだから、変えられないのでは。全国で長岡京市だけ違うというのはどうなのか。

(会長)地方自治法に書いてある規定を相当拡大解釈しないと年俸では出せないと思うが、年収で決めて、12月で割って支給するということはできなくはないかもしれない。

(副会長)少しそのように思っただけ。

(会長)特別職の給料を戻してもいいかな、という考え方はどうでしょうか。今、社会情勢としては物価が随分上がっている。給料の額面は一緒でも実質は下がっている。そういう実態の中にあるという議論は一つできるかなと。それと、方向としては少し、ずっと下げてきたものを少し戻すという意見を考えることはいかがか。

(委員)このグラフを見たときに同じことを感じた。一旦下がって、今インフレで民間企業どんどん上がっている中で、ずっと下げ止まったところで推移していることに関して、違和感を持った。ただ、さっき質問したところと関係してくるが、ここで言っているのはあくまで給料だけだから、先ほどの議論にもあったように、結局年収ベースで手当も含めてどう推移しているのかというのがなかなか読み取れない。したがってそこを踏まえてでないと議論できないと感じた。

(会長)地域手当も全部入れた年収ベースで表を作りなおすことは可能か。一般職の場合は、ある時点を100とした想定値になる。とすると、何か月分ということが数字化できるのかという点は気になる。現在の表のうえに、これに加える要素として地域手当3%の変動は結構大きいので、ご指摘のとおり、グラフの形が変わるように思う。今、お伺いした意見を聞くと、それを反映しておいた方がよい。現実にもらっている額がこういうふうに移行していた、というのを見た上で、自信を持って意見を言いたいということだと思う。おそらく、地域手当、期末手当も、一般職と特別職は同じ係数がかかっているはずなので、相対的には変わらない。ただ、(グラフが)まっすぐかどうかはちょっと変わってくる。

(副会長)一般職と比べるのが、間違っていると思う。基本給だけ書かれても、手当がいくらついているかわからない。

(会長)一般職は時間外手当などがある。

(副会長)やっぱり年収で書いてもらわないことには、こんなグラフはあまり参考にならないのでは

ないかと思う。

(会長)制度としては、参考にならないとまでは言えないと思う。

(副会長)手当がものすごく比率が高かったら、これに反映されてこない。

(会長)そのご指摘はそのとおりだと思う。大きな手当はこれ以外ない。給料以外は、時間外手当と通勤手当。通勤手当は基本、実費であり考えなくて良いと思う。時間外手当は、給料に対してどのくらい出ているのか。予算上、大体のパーセンテージをおさえているか。

(副会長)変動があるのでは。

(会長)給料を減らす代わりに時間外手当を増やすなどはまずやらないので、実際にはみんなが少しずつ多いということはあっても、特別職の比率という点では大きく変わらない。

(委員)時間外手当はあまり給与ベースの変動に入れないと思う。

(副会長)これ以外に他にあるのか。

(事務局)市長や特別職に支給されているものは、先ほど申し上げたとおり給料、期末手当、地域手当で、教育長は、これに通勤手当。一般職にあって特別職にないものは時間外手当や扶養手当がある。

(委員)扶養手当も入れなくて良いと思う。

(副会長)特別職のことで言っているのではない。一般職のグラフを出すのがおかしいと言っている。一般職はあんまり関係ない。

(会長)まったく関係ないということもないと思う。

(委員)一般職の給与が上がっている。一般職の比率が上がっているから、特別職はどうなのかというのを見るためには入っていた方がいいと思う。

(副会長)日本の企業の基準給与、例えば一部上場企業と一部上場以外とか、年収格差がきついで、このグラフを見て高いか安いかっていう感覚は人それぞれである。

(会長)もちろん、そこが一番問題だと思う。

(副会長)もともと、私は市役所の職員の給料は高すぎると思っている。昔からすると、市役所と一部上場企業の平均給料の差がものすごく縮まってきている。

(会長)一応、一般職は、国家公務員の給料に準じている。国家公務員では、従業員50人以上の事業所を調査した平均値を基に計算している。

(副会長)そんなに給料が高い会社は、上場会社や大手しかないと思っている。どれをもって高いか安いかの基準にするのか、非常に難しいところ。

(会長)だからこういう会議を開いて、何とか一応結論を出そうということになっている。そうじゃないと結論が出ない。ただ、一般職というのは、人事院が、これが民間の平均ですよと言って、いわばお墨付きをつけて出している。それに対して、特別職はどうかというのは、一つの基準になりますかということで資料を作っていると思う。民間の雇われている人達の一般的な数字との比較だと、一つの論理として言えるのではないかと思っている。

(副会長)平均より少し上ならば、それでいいのではないか。

(会長)それに加えて、ちょっと周りが上がってきているから、そこもちょっと考慮して検討してはどうかいうくらいに思ったのだが。

(副会長)特別職に対しては何も思っていない。2,000万円が支給されたとしても何とも思わない。

(会長)そこは私もそう思う。24時間体制で大変だから。

(会長)委員からご指摘があった、基本給の変動だけでなく、もう少し実は変動があるだろうというのを、資料として作っていただいて、次の会合で出すことはできるか。相対的な変動が出るだろうが、市長とそれ以外との関係は変わらないはず。地域手当も期末手当も同じ制度が適用されるから。次回ご相談させていただく方向として、物価上昇、給与も上がってきているから市長の方も少し考えて、上げてよいのではないかということ言うとしたら皆さんご意見は。

(副会長)自分はこれでよいと思う。なぜなら4年に1回退職金がある。副市長も教育長も永年働くわけでもない。短年度勝負みたいなのところがある。退職金がなく、給料だけであれば可哀そうかなと思うが、それなりの退職金も4年に1回ある。

(委員)副市長も教育長もあるのか。いくらくらいか。

(事務局)本市の場合で申し上げますと、現行で市長の退職金が2163万8400円。副市長が、

- 1044万9600円。教育長が598万5000円。教育長は3年任期になっている。
- (副会長)そんなに安くないのではと思う。
- (委員)退職金はどういう形で決まるのか。
- (会長)退職金の条例で決めている。それについて何か基準があるか。どういうふうに決まってきたかっていう考え方は。
- (委員)退職金は月々の給料額から積み立てているのでは。
- (事務局)一般職も含めて、自らの給料から積み立てはしていない。
- (委員)市長は、給料から何もひかれず、このままの額が支払われるのか。
- (事務局)税金と社会保険料に相当する共済組合掛金が差し引かれる。
- (委員)これが多いのか少ないのかわからないけど、職務に対する働きを考えたときに、一般的に他自治体の状況を見ると、非常に高いということではないから、こんなものかなという感じはする。それだけ動いておられるから。
- (会長)皆さんの意見を集約すると、今の水準が高すぎるとおっしゃる方はあまりいらっしゃらない。他方、私がさっき言ったように、もう少し上げるといふか、もとに戻すということについては、副会長はあまりというか、このままでいいじゃないかっていう考えか。
- (副会長)上げる金額による。
- (委員)上げる根拠は。周りが上げるから、長岡京市だけが裕福だからか。
- (会長)裕福というのはあまり理由にならないと個人的には思っている。上げるとすると、一番大きな理由としては、物価が上がっていて実質の給与が目減りしているから少し戻してもよいのではないか。それは一般職が少し上がってきていることに表れているのではないかと思っている。
- (副会長)物価が上がって生活が苦しくなるような年収であれば上げなければと思うが、1500万円もらってれば、別に物価が少しくらい上昇したって生活は変えずにできるのかなと思う。
- (会長)働いているなら、同じ率でもらったらどうかっていう考え方もあるかなと思ったのだが。
- (委員)一般職と特別職を同等扱いにして良いのか。一般職は頑張っていると思う。特別職は成果がわかりづらい。市長はこれだけやったとしても、結果が目に見えてバックがあるわけではない。
- (副会長)副市長は、前職を一回退職して退職金をもらっている。働いている期間の総トータルで言ったら、相応の十分な対価ではないかなと思う。だから在職期間中の総収入からしたら、それ相応ではないのかなと思うのと、周辺の自治体を見ても3位か2位に入っているのだから、カッコ悪い給料ではないということが資料で証明されている。それなりなのかなと。別に十分な生活ができると私は考える。
- (委員)基本的に給料は、インフレしている分、特別職も含めて、それに追従させるっていう考え方は、特に違和感はない。ただ、さっきの話で、別で退職金が出ているのに、その分も上げたらやり過ぎという議論はそのとおりだなと思っていて、私は感覚として給料のところは特に違和感がないが、退職金が任期4年で2100万。その感覚が民間からしたら、感覚として違和感を覚えていて、どちらかというとその退職金がおかしいよねっていう議論なのかなと思っている。
- (会長)けっこう説得力があるご意見だと思う。退職金はこれまで議論されてこなかったのか。
- (副会長)退職金が任期ごとということを知らない方が多いのでは。
- (委員)議員も同じか。退職金はなくなったのか。
- (事務局)以前は退職金もあったが、今は、議員年金もない。
- (委員)先ほどの話で、退職金が決まるプロセスがわからない。それがどれだけ踏み込んで議論できるものなのかもよくわからなかったのだから、そこを動かしようがないのであれば、やっぱりその給料側で考えていかなければいけないと思う。そちらを切り分けた上で、退職金がおかしいんだったら退職金の方でアプローチをかけていくというのがあるべきなのではないかと思う。
- (委員)これまでから議論はずっとあったと思う。正解はわからないが、過去の経過から順に踏んでいって今の情勢を考えることが、重要ではないかと思う。
- (会長)今までの議論から、一点としては物価が上がることを考慮することはやぶさかではない。退

職金はこの審議会の範疇と思ってよいのか。

(事務局)過去の資料を見ると、常勤特別職の退職手当についても、改定の必要はないと判断が出された経過もある。

(会長)範疇であるならば、どういう経緯で決まっているのかを伺う機会を持つかどうかについて事務局と相談させていただく。今後4年についての答申ということになっているので、これまで三十何年間、変わらないような平穏な経済状況ではなくなってくると思う。物価の変動その他経済情勢の変動に対する対応をすることにはやぶさかではないということが一点。それから退職金の見直しという点に踏み込むかどうかは一度聞いてみないといけないかと思う。

(事務局)改定の経過については拾いたい。

(会長)このままくらいでいいかなというのが皆さんの大勢という点でまとめていいのかと思う。

(委員)金額的には問題ないレベルなのかなというふうに思う。

(会長)金額的には問題ない、だけど今後ものすごく情勢が変わったら対応がいるかもしれない、一度退職金について聞かせてほしい、この3点くらいのまとめということでよろしいか。

(委員)(了)

案件2 市議会議員の報酬等の状況について

<事務局説明>

- ・参考資料5 京都府内 14 市における議員等の報酬月額
- ・参考資料6 各市との年間報酬比較

(会長)前回審議会においては、変える必要ないのではというところで終わっている。

(副会長)市会議員の副業ってというのは、どの範囲まで認められているのか。

(会長)法律上は地方自治法の兼業の禁止にひっかかるものは、市との契約が主になるようなもの。あまり法律には書いていない。制度的にいけないということはない。一般職の場合とは考え方が異なる。報酬が少ないところは、別の仕事をしていて当たり前という考えではないか。

(副会長)議会は年間何日あるのか。

(事務局)定例会につきましては、3月、6月、9月、12月の4回です。それぞれ本会議は1回の定例会で4回。あといわゆる常任委員会、そういった形で開催をさせていただいている。

(委員)合計で何日か。

(事務局)会期の期間で言うと、90日前後である。

(会長)それはいつも話題になるが、来ている日だけを勘定する仕事ではない。

(副会長)それはそう。日頃、政治活動されるのだから。だからきっちり活動しておられる人では、800万ぐらいじゃかわいそうだし、市会議員はあげすぎではないかと思う人もおられる。

(委員)身を切る改革とか、削減額の数字ばかり主張することには違和感がある。

(会長)議員の自己否定じゃないかと思うこともある。特に副会長が言われたとおり、すごく真面目にやっていたら安いし、そうでなくてももらえるっていう面もあると思う。

(副会長)市会議員は、この報酬月額だけ言われる。年収で言ってほしいと思っている。

(会長)議員の場合には特に附則で下げているということではなくて、本則で来ているのか。あまり過去の推移は資料として付いていないが。

(事務局)議員の報酬については、平成10年に改定があって、25年間そのまま。

(会長)それから25年ぐらいそのままなのか。25年前から物価はあまり変わっていないかもしれない。

(事務局)昔は議会に出席するたびに費用弁償も支払われていた。

(会長)期末手当の加算率は変えているか。

(事務局)期末手当の加算率は、毎年的人事院勧告に準じて変えている。

(委員)市長や副市長の率が変わるというのだったら、議員も同じ考えだと思う。

(会長)基本、今の額で高い安いと思わないが、経済変動等で情勢が変われば考えてはということでもよろしいか。

(委員)前提が、市長や副市長の分が変えるのであれば、議員も少し考えなければいけないというこ

と。

(会長)市長の分を変えたとしたら、経済的な変動があったら、それでもこのくらいもらっているのだから少しくらい物価が上がってもいいのではないかというご意見もあるが、でも4年間のことを考えると、経済変動のその他の時には、柔軟に対応するということもありだという条件で、現状では特に変える必要がないというご意見だとしてよろしいか。

(委員)(了)

(会長)それではまとめると、案件1では、退職手当の話と、資料7で手当によるゆらぎを入れたものを考えてみるということ。それで、それを見た上で最終的にということなるが、それほど低いとは思わない。ここから先は議員と共通になるのだが、経済変動が起きていることもあり、4年の期間の中ではそういうものに対する対応が求められることもあり得るかなという感じの答申にするということではよろしいか。

案件2については、今が安い高いという感想を持たないけれども、経済変動があった場合には対応する必要があるだろうというのは議員についても同じ。

今日のところの一つのまとめとしてはそれでよろしいか。

(委員)(了)

(事務局)ご指摘いただきました資料作成等をして、次回の日程を調整させていただく。

(会長)高いか安いかっていうのは本当に議論しにくい話であって、最大公約数として今申した話にしかないと思っている。他に発言がなければ、事務局に進行をお返りする。

(事務局)次回の審議会は、先ほど指摘いただいた資料の作成ができ次第、また次回の開催について、日程調整をした上で、ご案内させていただくのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。